







































当者（野生生物課）の間で情報の共有化を図っている。平成18年2月の北海道との会議の場で、国指定鳥獣保護区の管理員と道の監視員が違反や事故等の情報交換を行うなどの連携・協力をしていくことが決まった。これを受け、国指定鳥獣保護区の管理員の連絡先と道の自然保護監視員の連絡先を交換しあい、これを道と地方環境事務所が支援することとして、情報交換等の連絡体制を整備し、適宜、各種会議等の場や電話等により情報交換を実施してきた。

(今後の予定)

- ・引き続き、地方事務所と道の各種会議等の場で、情報交換、協議を実施していく。